

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成27年 1月19日（月）

担当課：街づくり計画部 街づくり総務課

件 名：自家用有償旅客運送の事務・権限移譲について																	
提出理由：自家用有償旅客運送の事務・権限の移譲を受けるにあたり、その内容について了承を得るため																	
内 容： 1. 背景 - 平成26年5月28日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）」が成立した。 - この中で、道路運送法の一部が改正（平成27年4月1日）され、住民の日常生活に密接に関係する自家用有償旅客運送については、地域の実情を把握している市町村等が担えるよう、登録及び監査等に関する事務・権限を希望する市町村等に移譲できるものとされた。 2. 事務・権限移譲の必要性 - 国は、平成26年11月20日に施行された「地域公共交通活性化再生法」の一部改正においても、地方自治体が先頭に立って、公共交通のネットワーク形成に努めることの重要性を示しており、今後、地方自治体の果たす役割が大きくなる。 - すでに本市では、コミュニティバスの運行事業や福祉有償運送団体への支援等、市民の外出機会の創出や交通利便性の高いまちづくりに取り組んでおり、国の動きに先駆け、交通施策を重要な施策として位置づけ、積極的に進めている。 - 当該事務・権限の移譲によって、移動に制約のある人を対象とした福祉有償運送を実施するNP0等の登録事務を市が行うこととなり、超高齢社会に突入した本市にあって、まちづくりや福祉など、様々な分野と連携した交通施策の推進が可能となる。 - また、移譲を受ける権限には、業務の是正や停止命令に関するものも含まれており、地域の実情に即した移動の安全性確保や、実施団体からの運営に関する相談にきめ細やかに対応できるなどのメリットがある。	3. 移譲される事務・権限 <table> <tr> <th>事務・権限の種類</th><th>主な内容</th></tr> <tr> <td rowspan="3">登録</td><td>事業の新規、更新、変更登録</td></tr> <tr> <td>登録の拒否</td></tr> <tr> <td>登録の取消し・抹消</td></tr> <tr> <td rowspan="3">届出</td><td>重大な事故</td></tr> <tr> <td>業務の廃止</td></tr> <tr> <td>軽微な変更</td></tr> <tr> <td rowspan="2">命令</td><td>是正措置</td></tr> <tr> <td>業務の停止</td></tr> <tr> <td rowspan="2">報告、検査及び調査</td><td>業務の報告</td></tr> <tr> <td>立ち入り検査等</td></tr> </table> 4. 登録手数料 - 自家用有償旅客運送に係る登録等について、「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針（平成25年6月改定）」に基づき、以下の手数料を設定する。 (1)事業の新規登録 登録件数1件につき、10,000円 (2)事業の変更登録 登録件数1件につき、3,000円 - 大和市手数料条例の改正により、当該手数料を規定する。 5. その他 - 権限移譲に合わせ「大和市許認可等の標準処理期間に関する規定」等の関連する規則の改正及び追加を行う。	事務・権限の種類	主な内容	登録	事業の新規、更新、変更登録	登録の拒否	登録の取消し・抹消	届出	重大な事故	業務の廃止	軽微な変更	命令	是正措置	業務の停止	報告、検査及び調査	業務の報告	立ち入り検査等
事務・権限の種類	主な内容																
登録	事業の新規、更新、変更登録																
	登録の拒否																
	登録の取消し・抹消																
届出	重大な事故																
	業務の廃止																
	軽微な変更																
命令	是正措置																
	業務の停止																
報告、検査及び調査	業務の報告																
	立ち入り検査等																
経 過 H26. 5 「第4次一括法」が成立 （道路運送法の一部改正） H26. 11 国からの権限移譲に関する意向調査	今後の予定 H27. 1～ 権限移譲の指定の申し出 意見交換等 H27. 2 議案上程（手数料条例） H27. 4 事務・権限移譲の指定																